

第3節 道路維持費

第1項 道路等維持補修

1. 概要

(1) 道路の定義

道路とは、道路法第2条において次のように定義されている。

第二条

この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

また道路は道路法第3条によれば、次の4つの種類に分類されている。

第三条

道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

道路は、その種類のいずれかに属するかにより、路線の指定又は認定の主体及び方法、新設、改築等の管理を行う主体、費用の負担等について取扱いが異なることになる。

(2) 道路の管理者

道路の管理者については、道路法第16条において次のように規定されている。

第十六条

市町村の管理は、その路線の存する市町村が行う。

東京都特別区については市の規定を準用することとなっていることから、区道について、大田区は管理を行う道路の管理者となる。

(3) 道路の維持又は修繕

道路の維持又は修繕に関しては、道路法第 42 条において次のように規定されている。

第四十二条

道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

そのため、区は道路管理者として道路の維持又は修繕を行う責務を負う。

(4) 道路の現況

区内の道路の現況は次の表のとおりである。(表の数字は*を除き、全て平成 30 年 4 月 1 日現在の数字である。)

①道路認定内容

		延長 (m)	面積 (㎡)
供用	実延長	777,012	5,337,935
	重複延長	20,025	
未供用		8,154	163,681
合計		805,191	5,501,616

②区内の道路現況

	区道	国道*	都道*	自転車専用道*
延長 (m)	777,012	21,189	39,230	16,362
面積 (㎡)	5,337,935	626,044	1,071,581	543,351

*平成 29 年 4 月 1 日現在

③区道の現況

		延長 (m)	面積 (㎡)
特別区道	一般区道	772,111	5,311,855
	自転車歩行者専用道路等	4,901	26,080
	特別区道計	777,012	5,337,935

④区有通路

区有通路とは、大田区区有通路条例（平成 14 年 3 月 20 日条例第 25 号）及び大田区公共物管理条例（平成 14 年 3 月 20 日条例第 26 号）により、区がその敷地の権原（所有権、無償使用承諾、又は許可）を有し、一般の交通の用に供される幅 2.7m 以上の道である。

ただし、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受ける道路を除く。

区有通路管理延長・面積

	延長（m）	面積（㎡）
大森地区	2,901	10,029
調布地区	5,551	18,718
蒲田地区	2,540	8,231
糀谷・羽田地区	949	3,159
合計	11,941	40,137

⑤認定外道路

認定外道路とは、国又は区がその敷地を所有する道で、区が管理しているものである。

ただし、道路法の適用を受ける道路又は区有通路条例により設置された道を除く。

認定外道路管理延長・面積

	延長（m）	面積（㎡）
大森地区	2,654	7,226
調布地区	831	2,563
蒲田地区	7,074	15,275
糀谷・羽田地区	2,700	5,797
合計	13,259	30,861

(5) 過去 3 年間の予算の推移

道路等維持補修費の平成 27 年度から平成 29 年度の 3 ヶ年の予算の推移は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算現額	1,922,256	2,402,742	2,926,224
支出済額	1,863,127	2,301,891	2,701,477
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	59,128	100,850	224,746
執行率	96.92%	95.80%	92.32%

(6) 主な事業

道路等維持補修事業で行われている事業には次のようなものがある。

(単位：千円)

維持補修工事 表層補修 36,069 m ² 側溝及び柵修理 4,766m	1,408,224
道路維持作業委託	362,790
アスファルト舗装工事及び設計委託 10 路線	292,557
道路付属物等	222,455
各種標識 設置 2 本 修繕 120 本	
カーブミラー 設置 19 基 修繕・取替 69 基	
区画線 設置 61,583m 消去 625m	
ガードレール 塗装 877m 設置・修繕 625m	
視覚障害者用点字ブロック 設置 120 枚 修繕 641 枚	
滑り止め舗装及び修繕	1,693 m ²
自発光式交差点ブロック 設置・取替 20 基	
自転車走行環境整備工事及び委託 13,894m	160,056
路面下空洞補修工事及び調査委託	81,517
街路樹・緑道補修	54,949
樹木補強 105 本 株物補植 4,111 株	
控木補修取替 168 本	
維持管理業務委託	50,140
擁壁改修工事及び設計委託	39,571
自転車推奨ルート整備設計委託	11,620
道路危険箇所応急措置等委託、親水施設修繕	8,149
光熱水費等需用費	5,674
住民参加型植樹管理（おおた花街道）	2,065
がけ地安心安全対策基礎調査委託	1,706

2. 各事業の内容と監査の結果

(1) 道路等維持補修工事

1) 補修区分

大田区では、道路等の補修については地域からの要望や職員・委託業者による日々のパトロール、路面下空洞・路面性状調査の結果等を参考にして、次のように実施している。

契約形態	道路維持作業委託	年度単価契約工事	アスファルト舗装工事等 (総価契約)
作業区分	局所的な損傷部について、即日かつ簡易的な材料等を使用して補修する 応急補修	即時性がある、小規模かつ 所在性が高い等の箇所の 工事	大規模な範囲または年度 単価契約工事では対応で きない維持補修
主な工事 内容	道路補修	・仮設材による路面の穴 埋め ・側溝の部分補修	・小規模な範囲での舗装 打替えや側溝の補修 ・大規模な範囲での舗装 打替えや側溝の補修
	交通安全	・カーブミラーの向き調 整 ・材料を再使用してのガ ードレールの部分補修	・カーブミラーの設置 ・ガードレールの取替や 塗装 ・点字ブロック設置・補 修
	街路樹維 持	・夏季の緊急灌水等	・街路樹の補植等
	緊急対応	・突発的に発生した危険 箇所への緊急対応（開庁 時）	・突発的に発生した危険 箇所への緊急保安（閉庁 時）
			・災害復旧工事

大田区ではこうした道路維持作業を大森地区、調布地区、蒲田地区、糀谷・羽田地区の4つの地域管内に分割し、さらに次の表のとおり区域に分割し、各委託業者と契約を締結している。なお契約業者は平成29年度の契約業者である。

地域管内	作業地区	契約業者
大森地区	入新井地区	木武建設(株)
	中央地区	(株)北林組
	山王・馬込地区	(株)伊藤組

調布地区	雪谷地区	池上建設(株)
	嶺町地区	鹿実建設(株)
蒲田地区	蒲田西地区	大進建設(株)
	蒲田東地区	(株)市石工務店
糀谷・羽田地区	糀谷・羽田地区	村石建工(株)

道路の維持・修繕のうち、表層補修面積及び側溝補修面積の過去 3 年間の推移は次の表のとおりである。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
表層補修	30,254 m ²	32,783 m ²	36,068.5 m ²
側溝補修	5,518m	5,335m	4,766.2m

表層補修とは、経年劣化した箇所のアスファルト舗装の打替え作業のことであり、また側溝補修とは、同じく L 字型側溝の据え直し作業のことである。

また表層補修及び側溝補修の各地区べつの内訳は次の表のとおりである。

・表層補修

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大森	6,978 m ²	8,143 m ²	6,424 m ²
調布	8,374 m ²	8,000 m ²	11,758.5 m ²
蒲田	8,397 m ²	11,330 m ²	13,971 m ²
糀谷・羽田	6,505 m ²	5,310 m ²	3,915 m ²
計	30,254 m ²	32,783 m ²	36,068.5 m ²

・側溝補修

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大森	1,602m	1,864m	1,470m
調布	1,203m	720m	1,216.2m
蒲田	1,361m	1,421m	790m
糀谷・羽田	1,352m	1,330m	1,290m
計	5,518m	5,335m	4,766.2m

2) 道路等補修年度単価契約

①金額

道路等補修年度単価契約は、道路の維持補修に限らず公園等の他の施設分の道路等補修に適した維持修繕も含めて起工書を起案し、業者と契約を締結する。各地区毎の道路等補修年度単価契約に関する当初予算は次のとおりである。

(単位：円)

所属	各課小計	備考
地域基盤整備第一課	471,166,412	大森地区
地域基盤整備第一課	437,753,736	調布地区
地域基盤整備第二課	346,809,415	蒲田地区
地域基盤整備第二課	241,221,000	糀谷・羽田地区
建設工事課	50,140,000	
道路公園課	10,000	
工事金額	1,547,100,563	

各所属の予算の詳細は次の表のとおりである。

・地域基盤整備第一課（大森地区）

(単位：円)

費目	事業名	支出予定金額
総務費 スポーツ振興費	区立運動場管理運営費	10,000
土木費 交通安全対策費	自転車等駐車場の整理・維持管理等	10,000
土木費 公園管理費	公園等の維持管理	10,000,000
土木費 道路維持費	道路等維持管理	460,426,412
土木費 橋梁維持費	橋梁補修	100,000
土木費 街路照明費	街路灯維持	10,000
土木費 河川維持費	河川維持管理	10,000
土木費 河川維持費	公共溝渠維持管理	600,000
計		471,166,412

・地域基盤整備第一課（調布地区）

（単位：円）

費目	事業名	支出予定金額
総務費 スポーツ振興費	区立運動場管理運営費	1,000
土木費 交通安全対策費	自転車等駐車場の整理・維持管理等	500,000
土木費 公園管理費	公園等の維持管理	7,000,000
土木費 道路維持費	道路等維持管理	422,751,688
土木費 橋梁維持費	橋梁補修	738,400
土木費 河川維持費	河川維持管理	4,382,870
土木費 河川維持費	公共溝渠維持管理	2,379,778
計		437,753,736

・地域基盤整備第二課（蒲田地区）

（単位：円）

費目	事業名	支出予定金額
総務費 スポーツ振興費	区立運動場管理運営費	500,000
土木費 交通安全対策費	放置自転車等の除去・保管所の維持管理等	10,000
土木費 交通安全対策費	自転車等駐車場の整理・維持管理等	3,896,473
土木費 公園管理費	公園等の維持管理	10,000,000
土木費 道路維持費	道路等維持管理	331,582,942
土木費 橋梁維持費	橋梁補修	10,000
土木費 河川維持費	河川維持管理	300,000
土木費 河川維持費	公共溝渠維持管理	10,000
土木費 公衆便所費	公衆便所の維持管理	500,000
計		346,809,415

・地域基盤整備第二課（糀谷・羽田地区）

（単位：円）

費目	事業名	支出予定金額
総務費 スポーツ振興費	区立運動場管理運営費	500,000
土木費 公園管理費	公園等の維持管理	5,000,000
土木費 道路維持費	道路等維持管理	233,978,000
土木費 橋梁維持費	橋梁補修	498,000
土木費 河川維持費	河川維持管理	748,000
土木費 河川維持費	公共溝渠維持管理	497,000
計		241,221,000

どの地区においても単価契約の支出予定金額は道路等維持管理がその大半を占めている。

②契約業者

平成 29 年度に大田区と道路等補修年度単価契約を締結した業者は次の 26 社である。

池上建設(株)、(株)市石工務店、(株)伊藤組、栄伸道路(株)、大濱建設工業(株)、鹿実建設(株)、木武建設(株)、(株)北林組、(株)木村工業、協和建設工業(株)、京浜港湾工事(株)、(株)興陽開発、近藤テクア(株)、(株)佐々木組、(株)新家工業、(株)杉本建設、大進建設(株)、醍醐建設(株)、南武建設(株)、(株)ハネイシ、(株)星工業所、松下土建(株)、三ツ木建設工業(株)、村石建工(株)、友大建設(株)、(株)吉田組

契約単価は補修工事の内容等であらかじめ定められているが、平成 29 年度は、「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特別措置に対する大田区対応方針に基づき、平成 29 年 4 月 1 日に遡り新労務単価を適用するための契約変更が行われている。

③緊急工事の対応

緊急に道路の補修工事が必要となった場合に、年度単価契約工事を締結している②の業者の中から、工事が必要となった地区、即時に対応が可能かどうかを数社に確認して、工事を行う業者を大田区で選定して工事を発注している。

どの業者に対応を依頼するかは、その時々状況に応じており、特に判断基準のマニュアル等は備わっていない状況である。

(意見 No. 14)

経験のある職員が必ず対応できるのであれば、職員の経験に基づく判断で、適当な業者に工事を依頼することが可能であると思われるが、そうでない場合も考えられる。

そのため、緊急時の道路補修工事の業者への発注依頼に関する判断基準をある程度マニュアル化しておく必要があると考えられる。

3) 道路の監察業務

① パトロール計画

道路の監察は道路の維持補修工事を素早く行う上で、必要であることから計画的にこれを実施していく必要がある。

大森地区、調布地区を担当する地域基盤整備第一課では、担当者 4 名で道路の監察を行っているが、計画的な道路の監察は行えていない状況である。

また蒲田地区、糎谷・羽田地区を担当する地域基盤整備第二課では、担当者 2 名で道路の監察を行っているが、こちらではパトロール計画を作成し、計画的に道路の監察を行っている。

(意見 No. 15)

地域基盤整備第一課では計画的な道路の監察が行えていないが、地域基盤整備第二課と同様にパトロール計画を作成し、道路の監察を行うようにすることが必要であると考えられる。

この点、「道路の維持修繕等管理要領について」(昭和 37 年 8 月 28 日道路局長通達)において、道路のパトロールの実施に当たっての留意すべき事項を次のように記載しているので、参考にされたい。

2 道路パトロールの実施

(1) 交通量 300 台/日以上 of 主要な路線については、担当区間を定め、定期的にパトロールを行うこと。

(2) 台風、豪雨等の際及びその直後にはパトロールを強化すること。

(3) パトロールするに当たっては、担当区間内について、次の事項を適確に行なうこと。

イ 路面、路側部、構造物及び附属物等の損傷又は損傷の誘因となる事象の発見

ロ 道路工事、占有工事及び道路法第 24 条の基づく工事(請負工事)等の施工状況の監視

- ハ 道路維持作業の監督
- 二 道路の不法占用、不正使用の監視、特に道路隣接地における行為の道路への影響に留意すること。
- ホ 交通の運行状況の把握
- へ 道路の欠陥が交通及び沿道住民に危険を与えるものである場合の応急措置（警戒標識の設置、交通の誘導等）
- ト 災害等不測の事故発生の際の現地出動、緊急措置及び情報の連絡
 - (4) パトロール要員は、担当区域内の警察官と常時密接な連絡をとり、協力体制を強化すること。
 - (5) パトロール中、緊急措置を要する事項は、電話等により土木事務所、機動作業班、道路管理員、警察署等にすみやかに通報すること。
 - (6) パトロールに使用する自動車等の色彩は、黄色（昭和 36 年度日本塗料工業会標準色 6-307）に統一し、〇〇県道路パトロール車等と明示すること。
 - (7) パトロール要員は、「道路パトロール、〇〇県」等と明記した黄色の腕章をつけること。

②道路監察マニュアル

道路の監察については、道路維持作業委託の特別仕様書において、作業項目、作業内容を定め、委託業者に道路の巡回・点検の視点を定めている。

道路の定期点検としては次の作業内容を定めている。

- ・道路等の施設全般
(ガードレール・ガードパイプ・車止柵等・舗装・L形等ブロック類、街路樹・カーブミラー・公衆便所・標識・案内標識・街路灯等)

(意見 No. 16)

委託業者に対しては、道路の定期点検の作業内容を定めてはいるが、区としての道路の維持管理をどのように行っていくのかについての指針を示すマニュアルがない。

道路の維持管理にあたって、パトロールの方針、定期点検、診断、是正措置等の判断指針があれば、道路の維持管理を組織的かつ効率的に行っていくことが可能であると考えられる。

そのため、道路の維持管理にあたっての業務マニュアルを整備し、作業の効率化を図っていくことが必要であると考えられる。

(2) 自転車走行環境整備工事及び委託

1) 概要

自転車走行環境整備工事は、平成 27 年度に策定された「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」（以下、「実施計画」）に基づき整備が進められている事業である。

実施計画は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づいて策定された、「大田区自転車等利用総合基本計画」（平成 22 年度）、「大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画」（平成 24 年度）で基本的な考え方を示しており、実施計画でより具体化した実施計画を策定することにより、自転車走行環境を円滑かつ統一的に整備を進めていくことを目的としている。

実施計画には 10 ヶ年で約 170km の自転車走行環境整備を目標に掲げ、平成 28 年度に 8km、平成 29 年度に 16km の計 24km の整備が完了している。

2) 契約金額等

・大森地区

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 10 月 13 日	自転車走行環境整備工事 (大森地区)	株式会社アルファー企業 大田営業所	25,272,000 円

・調布地区

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 11 月 22 日	自転車走行環境整備工事 (調布地区)	協和産業株式会社 城南支店	22,680,000 円

・蒲田地区

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 10 月 12 日	自転車走行環境整備工事 (蒲田地区)	ラインファルト工業株式会社 東京支店	19,656,000 円

・糀谷・羽田地区

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 11 月 21 日	自転車走行環境整備工事 (糀谷・羽田地区)	第一標識株式会社	13,824,000 円

3) 内容等

・大森地区

施行箇所は大田区中央七丁目 5 番～大森西四丁目 11 番先外 2 箇所、期間は 60 日間（平成 29 年 10 月 16 日～平成 30 年 1 月 16 日）、施行内容は、自転車ナビマーク設置 312 箇所、自転車ナビライン設置（1,500×750）450 箇所、自転車ナビライン設置（900×450）77 箇所である。

・調布地区

施行箇所は大田区東嶺町 8 番～久が原六丁目 20 番、池上三丁目 18 番～20 番、期間は 60 日間（平成 29 年 11 月 24 日～平成 30 年 2 月 23 日）、施行内容は、自転車ナビマーク設置 300 箇所、自転車ナビライン設置（1500×750）452 箇所である。

・蒲田地区

施行箇所は大田区西蒲田四丁目 4 番～七丁目 29 番外 5 箇所、期間は 60 日間（平成 29 年 10 月 13 日～平成 30 年 1 月 15 日）、施行内容は、自転車ナビマーク設置 246 箇所、自転車ナビライン設置（1500×750）343 箇所、自転車ナビライン設置（900×450）85 箇所である。

・糀谷・羽田地区

施行箇所は大田区本羽田三丁目 10 番から 16 番先外 2 箇所、期間は 50 日（平成 29 年 11 月 22 日～平成 30 年 2 月 7 日）、施行内容は自転車ナビマーク設置 157 箇所、自転車ナビライン設置（1500×750）262 箇所である。

4) 契約の経緯

各地区（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）とも一般競争入札である。各地区の競争入札の経緯は次のとおりである。

・大森地区

次の表のとおり、平成 29 年 10 月 13 日に第 1 回目の入札で、最低入札者であ

る、株式会社アルファ企業 大田営業所に落札が決定している。

商号又は名称	第1回
株式会社アルファ企業 大田営業所	23,400,000円
ラインファルト工業株式会社 東京支店	24,700,000円
協和産業株式会社 城南支店	25,380,000円
ケント産業株式会社 大田営業所	25,500,000円
第一標識株式会社	26,200,000円

・調布地区

次の表のとおり、平成29年11月22日に第1回目の入札で、最低入札者である、協和産業株式会社 城南支店に落札が決定している。

商号又は名称	第1回
協和産業株式会社 城南支店	21,000,000円
第一標識株式会社	22,900,000円
ケント産業株式会社 大田営業所	24,550,000円
ラインファルト工業株式会社 東京支店	辞退
株式会社アルファ企業 大田営業所	辞退

・蒲田地区

次の表のとおり、平成29年10月12日に第1回目の入札で、最低入札者である、ラインファルト工業株式会社 東京支店に落札が決定している。

商号又は名称	第1回
ラインファルト工業株式会社 東京支店	18,200,000円
株式会社アルファ企業 大田営業所	19,500,000円
ケント産業株式会社 大田営業所	21,300,000円
協和産業株式会社 城南支店	22,500,000円
第一標識株式会社	23,150,000円

・糶谷・羽田地区

次の表のとおり、平成 29 年 11 月 21 日に第 1 回目の入札で、最低入札者である、第一標識株式会社に落札が決定している。

商号又は名称	第 1 回
第一標識株式会社	12,800,000 円
株式会社アルファー企業 大田営業所	13,100,000 円
協和産業株式会社 城南支店	14,680,000 円
ケント産業株式会社 大田営業所	15,800,000 円
ラインファルト工業株式会社 東京支店	辞退

5) 監査の結果

① 今後の事業の推進

平成 29 年度において各地区合わせて約 16km で 81,432 千円の契約金額となっている。現状、計画全体では約 170km であることから、平成 28 年度の実績約 8km と併せて約 24km であるため、残る計画は約 146km である。

(意見 No. 17)

現状のキロメートル当たりのコストが今後もかかるとすると、今後約 146km で約 7.5 億円の予算が必要となる。また自転車ナビマークと自転車ナビラインを維持する経費も必要となってくる。

これだけの予算がかかる以上は、今後は維持費も含めてどれだけの予算が必要であるか、また支出に見合った効果（自転車事故の減少等）を検証していくことが必要であると考えられる。

特に既に事業を行った自転車ネットワーク路線の効果を検証することは重要であると考えられる。実際に自転車走行環境整備を行った路線の現場を視察したところ、自転車ナビマークと自転車ナビラインの上に 1 区画分、路上駐車した自動車が占拠してしまっており、マークとラインが意味をなしてなくなっている現場もあったことから、事後の効果の検証を充分に行う必要があると考えられる。

② 自転車ネットワーク路線の選定及び優先整備路線・重点整備エリアの整備

自転車ネットワーク路線の選定にあたっては、「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」によれば、次の選定フローを経て選定するものとしている。

(1) 自転車ネットワーク候補路線の選定フロー

自転車ネットワーク形成の目的や考え方に応じて、以下に示す選定の考え方に従って、自転車ネットワークの候補路線を抽出します。

抽出するネットワーク路線の量の目安として、区内のどこから自転車を利用し始めても、1~2分（距離では約250m）でネットワーク路線に到達でき、移動距離の半分以上をネットワーク上で安全に移動できることを目指します。そのため、概ね500m間隔でネットワークにアクセスできるよう、路線を抽出します。

以下の個別7項目を重ね合わせ、さらに連続性確保のための路線を追加して、候補路線図を作成します。次に、課題のある路線を除外し、自転車ネットワーク路線図を選定します。

1. 自転車交通量の多い路線
2. 交通不便地域とのアクセス路線
3. 拠点施設間を結ぶ路線
4. 自転車駐車場へのアクセス路線
5. 広域移動の軸となる路線
6. 近隣自治体との連携路線
7. 都市計画道路等その他関連計画に準じた路線

このような選定フローを経て、自転車ネットワーク候補路線が選定される。

自転車ネットワーク候補路線は自転車ネットワーク整備実施計画により、さらに優先整備路線・重点整備エリアが定められている。

自転車ネットワーク整備実施計画は、平成31年度までの4か年をⅠ期と設定し、平成32年度から平成34年度（3か年）をⅡ期、平成35年度から平成37年度（3か年）をⅢ期として計画し、Ⅰ期では優先整備路線、重点整備エリアを中心に整備を行っている。

優先整備路線の設定は次のような要素から判断している。

	要素	内容
1	小学校、中学校周辺	朝夕の通学時間帯に歩行者交通が多く、交通の錯綜が増えることと、小中学生への啓発効果を考慮し、最優先整備路線として評価します。
2	交通不便地域	駅、バス停から離れた地域である交通不便地域については、自転車の分担率が高く、自転車が重要な交通手段となっていることから優先路線として評価します。

	要素	内容
3	自転車駐車場へのアクセス路線	自転車等駐車場については、自転車交通が集中し、歩行者との交錯も多くなることから、優先路線として評価します。また、自転車駐車場への誘導を促進し、放置自転車を削減する効果も期待できることから、優先路線として評価します。
4	拠点施設間を結ぶ路線	区民が自転車でよく利用する施設であり、区民のアクセス性を高める目的で評価します。
5	広域移動の軸となる路線	区域をまたがる比較的長距離（3km以上）の自転車交通を推進する目的から評価します。
6	観光拠点へのアクセス路線	来訪者が多い観光拠点へのアクセス性を向上する目的で優先路線として評価します。観光拠点間などを結ぶことで自転車による回遊性を促す効果も期待できます。
7	近隣自治体ネットワークとの接続	現在、世田谷区にネットワーク計画があるため、これと接続する路線を連続性確保の観点から評価します。
8	連続性確保のための路線	上記の視点で評価が低い路線であっても、評価の高い路線間をつなぐ路線などについては、連続性確保の観点で優先路線として評価します。

また重点整備エリアには次のエリアがその設定理由とともに挙げられている。

	重点整備エリア名	エリア設定理由
1	東京オリンピック・パラリンピックエリア	大田スタジアムの隣にホッケー競技会場が造られる予定であり、またエリア内には公園等のリクリエーション施設が点在するため、来訪者や観光客の自転車利用における安全性や回遊性を高めることを目的として、自転車走行空間整備の重点エリアとします。
2	蒲田エリア	JR 蒲田駅は、区内で最も自転車集中台数が多い駅であり、ピーク時で約 15,000 台が集中しています。区役所が駅前にあり、また商業施設などが多く集積しています。さらに京急蒲田駅周辺は、京急線連続立体化事業や再開発により道路環境が向上する等で自転車利用が増加しているエリアです。 交通事故も多数発生している状況にあり、安全性を高めるためにも重点エリアとして整備を進めます。

	重点整備エリア名	エリア設定理由
3	大森北エリア	中央・大森西エリアなどの交通不便地域などから自転車アクセスが集中し、乗降客が多い拠点駅の JR 大森駅東口をエリア内に含めています。 オリンピック・パラリンピックエリアやその周辺の臨海部に接し、様々な交通手段の結節点エリアであるため、重点エリアとして整備を進めます。
4	中央・大森西エリア	鉄道駅が至近に少なく交通不便地域もあるエリアで、端末交通手段としての自転車の利用環境を向上させるため、重点エリアとして整備を進めます。
5	大森南・東糀谷エリア	鉄道駅が至近に少なく交通不便地域もあるエリアで、端末交通手段としての自転車の利用環境を向上させるため、重点地区として整備を進めます。 工場や事務所間の移動に自転車を活用しやすくするため、利用環境の向上を目指す目的もあります。
6	池上エリア	丘陵地区による自転車による南北移動ルートが少ない池上北部において、交通安全面に配慮しつつ自転車利用環境を向上させるため、重点エリアとして整備を進めます。 本門寺や池上梅園などへの周遊に、自転車の活用を進める目的もあります。
7	仲池上・上池台エリア	鉄道駅が至近に少なく交通不便地域が点在するエリアで、端末交通手段としての自転車の利用環境を向上させるため、重点地区として整備を進めます。 都市計画道路補助第 43 号、44 号における自転車走行空間整備に合せネットワークを形成させつつ整備するよう努め、連続した走行環境の創出を目指します。
8	千束エリア	エリア内の自転車利用において南北間移動等で環境向上を図るため、重点地区として整備を進めます。 大田区画街路第 1 号線における自転車走行空間整備に合せネットワークを形成させつつ整備するよう努め、連続した走行環境の創出を目指します。 洗足池周辺の周遊に、自転車の活用を進める目的もあります。

(意見 No. 18)

I 期の優先整備路線としては、特に小学校、中学校周辺が最優先整備路線とされているが、実際の I 期の整備済み及び整備予定の路線をみると、ネットワ

ークの構築を考慮しており、小学校、中学校周辺の整備ができないエリアが点在している。

そのため、小学校、中学校周辺の整備はより早期の整備ができるよう計画を前倒しすることを検討する必要があると考えられる。

(3) 路面下空洞調査委託

1) 概要

大田区では平成 29 年度に路面下空洞調査を 118.0km に及び行っている。この調査委託の目的は、区が指定する道路において、路面下空洞の有無を非破壊にて調査することにより、路面の陥没による突発的な事故や被害を未然に防ぎ、道路の保全と道路交通の安全確保を図ることである。

大田区道全域を対象に、大田区地域防災計画における区管理の緊急道路障害物除去路線及び重要路線と生活道路に区分して調査を実施している。

路面下空洞調査の平成 24 年度からの総延長は次の表のとおりである。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
対象路線	道路障害物 除去路線	道路障害物 除去路線＋ 重要路線	生活道路	生活道路	生活道路	483.3km
調査延長	22.8km	192.6km	20.0km	130.0km	118.0km	

2) 契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 7 月 25 日	平成 29 年度 路面下空洞 調査委託	ジオ・サーチ株式会社	43,740,000 円

3) 内容等

契約による委託内容は、空洞探査 116.00km とそのデータ解析を行うものであり、履行期間は平成 29 年 7 月 26 日から平成 30 年 1 月 31 日までである。

空洞調査の対象となる 116.00km の範囲は、大田区を 19 のブロックに分けたうちの 3BL、12BL、14BL という 3 ブロック相当である。それぞれのブロックの対象路線は次のとおりである。

- ・ 3BL（主に田園調布本町、田園調布南、鶉の木、西嶺町、下丸子等）

種別	路線延長 (km)	調査済延長 (km)	調査延長 (km)
主要区道	7.67	4.65	3.02
大田区道	36.84	8.62	28.22

- ・ 12BL（主に大森本町、大森東、大森南、東糀谷等）

種別	路線延長 (km)	調査済延長 (km)	調査延長 (km)
主要区道	10.44	9.34	1.10
大田区道	49.27	5.11	44.16

- ・ 14BL（主に東六郷、本羽田、萩中、南蒲田等）

種別	路線延長 (km)	調査済延長 (km)	調査延長 (km)
主要区道	9.45	6.36	3.09
大田区道	44.27	7.86	36.41

- ・ 3 地区合計

種別	路線延長 (km)	調査済延長 (km)	調査延長 (km)
主要区道	27.56	20.35	7.21
大田区道	130.38	21.59	108.79
合計	157.94	41.94	116.00

4) 変更

その後、緊急に調査を要する路線が出たことから、調査延長を 2.0km 増しており、契約金額も変更されている。

具体的には、主要区道が 7.21km から 8.35km、大田区道が 108.79km から 109.74km、合わせて 118.09km へ変更され、契約金額も 578,880 円増額されている。

- ・ 監査の結果

(意見 No. 19)

本契約は一般競争入札ではなく、随意契約となっている。随意契約となった経緯は「業者推薦書」によれば次のとおりである。

「3 選定理由

上記の業者は、平成 28 年度路面下空洞調査委託業者選定委員会で選定され(平成 28 年 9 月 15 日付け 28 基一発第 10879 号都市基盤整備部長決定)、平成 28 年度路面下空洞調査委託の受託実績を有する。当該履行状況が良好であったため、

昨年度に引き続き、「平成 28 年度 路面下空洞調査委託プロポーザル実施要領」6 の（7）に基づき、当該業者を推薦する。」

路面下空洞調査のような、高度で特別な専門知識を必要とする業務についての委託契約に該当すると位置づけることが可能であると考えられる。しかしながら随意契約とする理由が明確ではなく、随意契約をする場合には「大田区契約事務規則」別表第 1「契約事務の委任」のどこに該当する、あるいは、「区長の指定する委託契約」の第何号に該当する等、具体的な明示が必要であると考えられる。

(4) 街路樹・緑道補修

平成 29 年度において大田区では樹木 105 本、株物補植 4,111 株を行った他、控木補修取替を 168 本行い、54,949 千円が支出されている。

街路樹の区内の各地区の現況は次の表のとおりである。

樹種	大森	調布	蒲田	糺谷・羽田	合計（本）
いちよう	39	229	10	49	327
すずかけのき	0	7	0	0	7
とうかえで	3	2	5	1	11
やなぎ	23	6	0	6	35
えんじゅ	261	1	5	1	268
さくら	687	445	246	152	1,530
けやき	144	100	42	2	288
あおぎり	89	1	5	0	95
もみじばふう	249	0	45	0	294
にせあかしや	12	0	0	14	26
まてばしい	232	18	177	80	507
かいずかいぶき	279	29	417	7	732
くすのき	896	57	356	55	1,364
はなみずき	627	114	301	146	1,188
その他	2,736	400	1,263	292	4,691
計	6,277	1,409	2,872	805	11,363

過去 5 年間の街路樹・緑道補修にかかる支出額の推移は次の表のとおりである。

年度（平成）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
樹木補植（本）	75	119	99	165	106
株物補植（株）	5,586	4,353	4,133	5,740	4,111
控木補修取替（本）	135	174	100	192	168
金額（円）	32,568,640	36,985,179	37,411,472	48,226,859	54,949,222

この5年間、街路樹・緑道補修に係る支出金額は増加し続けている。

街路樹については日本経済新聞が街路樹の高齢化問題を取り上げている（平成30年12月1日）。首都圏の自治体では住宅開発が進んだ1960～1970年代に植えられた樹木が老いはじめ、病気にかかり倒れやすくなったり、根や枝が道路にせり出したりして、維持コスト、安全面の両面から今後影響が広がることを懸念するものである。

街路樹には景観の向上機能、大気の浄化を行う環境保全機能、日射の遮蔽、放射冷却の抑制等の緑陰形成機能、火災の延焼を防ぐ防災機能等の機能があり、グリーンインフラとして植栽がなされてきた。

しかし街路樹の高齢化に伴い、老木化による倒木、根が舗装等を持ち上げる根上がりによる通行障害、枝や幹のはみ出しによる車両等との接触、街路樹の成長に伴い信号機、道路標識の隠ぺい等、交通安全上の支障の発生等の問題が発生し、その維持管理コストも今後、増加することが見込まれる。

（意見 No. 20）

川崎市では平成30年3月に「川崎市街路樹管理計画」を策定し、今後の街路樹の方向性を定めている。この計画の目的は、「街路樹がもつ多様な機能を総合的に発揮させるため、地域特性に即した効果的な維持管理を推進する」ものである。

今後大田区でも街路樹に関する管理計画を定め、計画的な街路樹の再生による安全な歩行空間の確保、街路樹の管理情報の活用により適正な維持管理の実施を行い、維持管理コストの低減を図ることが必要であると考えられる。

（意見 No. 21）

上記、街路樹管理計画を策定する前提として、どの道路にどのような種類の街路樹が植栽されているかを把握する必要があることから、詳細な街路樹台帳を作成する必要があると考えられる。

現状においても街路樹台帳は作成されているものの、その記載内容は、街路樹の植え込まれている路線番号ごとに、植込地番号、植込地面積に高木であれ

ば樹名、幹廻、樹勢、控木状況が、低木であれば樹名と刈込面積である。この記載内容だけでは、今後の街路樹管理計画を策定するうえでは記載内容が不足していると考えられる。

この点、国土交通省 国土技術政策総合研究所が発表している「街路樹再生の手引き」によれば、第3章 街路樹の再生方法において、街路樹の基本情報の例として次の示す表を掲載している。

項目	把握する内容
路線名	植栽されている路線名
樹木番号	樹木管理番号等
樹種名	樹種名
場所	植栽されている住所等
植栽年	植栽された年
管理履歴	剪定等の管理状況
傷害履歴	倒伏・落枝等の履歴
樹木価値	シンボル、緑陰、遮蔽等の機能が明確な場合
前回調査年	過去に生育状況調査を行っている場合の調査年
全景写真	樹木の生育現況

区の街路樹台帳では、管理履歴、傷害履歴等の街路樹の過去の履歴が不十分であることから、今後、街路樹台帳の記載内容をさらに充実させていくことが、街路樹の管理を効率化させていくことにつながると考えられる。

また街路樹の管理を効率的に行うためには、適切な時期及び手法にて剪定管理を実施するため、街路樹の管理手法をマニュアル化していく必要があると考えられる。

(5) 交通安全施設

1) 整備状況

歩行者の安全確保と一般交通の円滑な運行を確保するため、各種交通安全施設を設置している。

平成29年度の交通安全施設の各地区の整備状況は次のとおりである。

種別	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計
視覚障害者用誘導ブロック 設置及び修繕	26 枚	245 枚	278 枚	212 枚	761 枚
滑り止め舗装設置及び修繕	172 m ²	455 m ²	958 m ²	107 m ²	1,692 m ²

また各交通安全施設等の各地区の現況は次のとおりである。

種別	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計
段付歩道	76,224m	26,558m	28,048m	20,861m	151,721m
準歩道	17,978m	19,636m	17,429m	7,215m	62,258m
横断歩道橋	5 橋	0 橋	4 橋	0 橋	9 橋
転落防護柵	16,921m	13,969m	10,792m	8,124m	49,806m
中央分離帯	6,189m	0m	356m	0m	6,545m
カーブミラー	1,190 本	1,629 本	993 本	583 本	4,395 本
案内・地点名標識	176 枚	195 枚	173 枚	92 枚	636 枚
警戒標識（通学路除く）	164 本	211 本	184 本	81 本	640 本
通学路標識	827 本	1,058 本	757 本	493 本	3,135 本
規制標識	83 本	112 本	8 本	21 本	224 本
内部照明標識	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
その他の標識及び掲示板	129 本	171 本	272 本	71 本	643 本
点滅式交差点ブロック	104 基	20 基	128 基	22 基	274 基

上記表で、段付歩道とは縁石等で分離している歩道をいい、準歩道とは幅員の広い道路内をガードレール等で仕切った歩道をいう。

2) 整備指針

交通安全施設の整備は、各地区のからの陳情等の内容を踏まえ、交通管理者である警視庁と協議を行った上で整備を行っているほか、道路構造令に基づいて、歩行者等の安全を確保するために交通安全施設を設置している。

各交通安全施設の設置の指針については次の表にもとづいて行っている。

工種	指針
カーブミラー	・道路反射鏡設置指針 社団法人日本道路協会（昭和 55 年 12 月発行）
各種標識	・法定外表示等の設置指針について 平成 26 年 1 月 28 日付け警視庁交通規制課長通達
ガードレール	・防護柵の設置基準・同解説 公益社団法人日本道路協会（平成 28 年 12 月改訂）
視覚障害者用誘導ブロック	・視覚障害者誘導用ブロック整備ガイドライン（区道編） 大田区（平成 29 年 3 月発行）

工種	指針
滑り止め舗装 (カラー舗装)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外表示等の設置指針について 平成 26 年 1 月 28 日付け警視庁交通規制課長通達 ・ 平成 30 年度道路工事設計基準 東京都建設局編集

3) ゾーン 30 区域の整備

①概要

ゾーン 30 とは、警視庁の交通安全の取組みであり、住宅地域や学校周辺等の生活道路における歩行者や自転車の安全な運行を確保することを目的とした交通安全対策の一つである。

区域（ゾーン）を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けを抑制するものである。

時速 30 キロ規制としているのは、自動車と歩行者が衝突した場合、時速 30 キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇するためである。

ゾーン 30 を整備する区域は、交通量や交通事故の発生状況等をもとに、警視庁が道路管理者や地域住民と協議・調整して決定する場合や、地域住民の要請を踏まえて整備の必要性を検討する等して整備区域は決定される。

ゾーン 30 の整備について区は、警視庁と協議の結果、次のとおり役割を分担している。

- ・ 警視庁の役割：交通規制に関する標識や路面標示及び信号機関係の設置
- ・ 区の役割：法定外の路面標示及び物理的な交通安全施設の設置

②区内の既整備地区

ゾーン 30 は平成 23 年 9 月から取組みが始まっており、区内では平成 25 年度から整備が行われ、現在 17 ゾーンが整備されている。

年度別内訳は次のとおりである。

平成 25 年度 7 ゾーン
平成 26 年度 4 ゾーン
平成 27 年度 2 ゾーン
平成 28 年度 2 ゾーン
平成 29 年度 2 ゾーン

また地区別では、

- ・大森東一丁目 1ゾーン（大森警察署管内）
- ・田園調布三丁目 3ゾーン（田園調布警察署管内）
- ・田園調布二丁目、玉川田園調布一丁目 1ゾーン（田園調布警察署管内）
- ・田園調布一、二丁目 1ゾーン（田園調布警察署管内）
- ・田園調布二丁目 1ゾーン（田園調布警察署管内）
- ・雪谷大塚町 1ゾーン（田園調布警察署管内）
- ・萩中二丁目 2ゾーン（蒲田警察署管内）
- ・萩中三丁目 2ゾーン（蒲田警察署管内）
- ・東糀谷五丁目 1ゾーン（蒲田警察署管内）
- ・蒲田三丁目 1ゾーン（蒲田警察署管内）
- ・東矢口二丁目 1ゾーン（池上警察署管内）
- ・久が原一丁目 1ゾーン（池上警察署管内）
- ・下丸子一丁目、矢口一丁目 1ゾーン（池上警察署管内）

（意見 No. 22）

平成 25 年度は 7 ゾーンを整備しているが、平成 28、29 年度ではそれぞれ 2 ゾーン整備と整備スピードが落ちてきている。

ゾーン 30 は通学路の安全対策上も有効であると考えられることから、今後、生活道路が集まった区域の通学路をピックアップし、優先して整備していくことが望ましいと考えられる。

③ゾーン 30 内対策

ゾーン 30 内対策としては、警視庁の施策と道路管理者の施策としては次のようなものがある。

・警視庁施策

・交通規制関係（新設・改正等）	・横断歩道
	・歩行者用道路
	・最高速度（ゾーン 30 以外のもの）
	・駐車関係
	・一方通行
	・指定方向外進行禁止
	・一時停止

・ 標識関係	・ 新設（ゾーン 30 以外のもの）
	・ ゾーン 30（一般背板）
	・ 移設
	・ 大型化
	・ 外周発光式
・ 標示関係	・ 新設（ゾーン 30 以外のもの）
	・ ゾーン 30（法定外表示）
	・ 塗り直し
	・ 撤去
・ 信号機関係	・ 新設
	・ 歩行者用灯器増灯
	・ 歩車分離化
	・ LED 化
	・ 現示秒数等変更

・ 道路管理者（区）の施策

・ 物理的デバイス	・ 交差点改良
	・ 歩道設置
	・ ガードパイプ設置
	・ ポストコーン設置
	・ 中央線抹消
	・ ハンプ（イメージハンプを含む）
	・ 狭さく
・ 法定外表示等その他対策	・ 減速マーク
	・ クロスマーク
	・ ゾーン 30（法定外表示）
	・ 自発光式道路鋸
	・ 交差点カラー舗装
	・ 交差点滑り止め舗装
	・ 路側帯カラー舗装
	・ 一時停止強調表示
	・ ドットライン
	・ カーブミラー
	・ 注記喚起看板等

平成 29 年度に新たに整備された蒲田三丁目のゾーン 30 区域では、区の整備としては、ガードパイプ、ポストコーンの設置、クロスマーク、自発光式道路鋸、交差点滑り止め舗装、一時停止強調表示、カーブミラー、注意喚起看板等の対策が行われている。

(意見 No. 23)

ハンプの設置が行われていないが、ハンプや狭さく等の設置の検討を行うことが必要であると考えられる。

平成 27 年 9 月につくば市と国土技術政策総合研究所は「速度抑制等による交通安全対策を実施」により、通学路における交通安全対策の実証試験の結果を公表している。この中で、ハンプと狭さくの併用により、速度低減効果が確認できたほか、路肩のカラー化、狭さく設置等で、注意喚起、事故防止等の効果を確認できたとしている。単独走行車両の速度は 42.0km/h から 34.3km/h に低下し、40km/h を超える車両の割合は、62%から 17%に大きく減少した。また狭さく部でのすれ違い時に譲り合いが発生し速度が低下したとしている。

また国土交通省と国土技術政策総合研究所は平成 29 年 1 月に「凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準」(以下、「技術基準」という。)に関する技術資料を公表し、凸部、狭窄部、屈曲部の設置に関する一般的技術基準を定め、地方公共団体が凸部等を設置する際の参考として利用することを期待している。(技術基準ではハンプを凸部、狭さくを狭窄部としている。)

技術基準では凸部、狭窄部及び屈曲部の構造と形状について次のように説明している。

3-1-1 凸部の構造

3-1 凸部

(1) 凸部は、当該部分を通行する自動車を十分に減速させる構造を標準とする。

3-1-2 凸部の標準的な形状

3-1 凸部

(3) 速度が 1 時間につき 30 キロメートルを超えている自動車を十分に減速させる場合には、凸部の構造は次による。

1)凸部の高さ

10センチメートルを標準とする。

2)傾斜部の縦断勾配

平均で 5 パーセント、最大で 8 パーセント以下の標準とする。

3)傾斜部の形状

凸部を設置する路面及び平坦部とのすりつけ部を含め、なめらかなものとする。

4)平坦部の長さ

2メートル以上を標準とする。

3-2-1 狭窄部の構造

3-2 狭窄部

- (1) 狭窄部は、当該部分を通行する自動車を十分に減速させる構造を標準とする。
- (2) 狭窄部の構造は、最も狭小な車道の幅員により規定する。

3-2-2 狭窄部の標準的な形状

3-2 狭窄部

- (3) 狭窄部の最も狭小な車道の幅員は、3メートルを標準とする。

3-3-1 屈曲部の構造

3-3 屈曲部

屈曲部は、普通自動車が行き止まりで、当該部分を通行する小型自動車を十分に減速させる構造を標準とする。

こうした流れからすれば、今後特にゾーン 30 内においては技術基準を参考として凸部、狭窄部及び屈曲部を設置し、交通事故を防ぐまちづくりをしていくことを検討するべきである。

第2項 道路等清掃

1. 概要

区が管理する道路の維持管理活動の一環として、道路等清掃事業を行っている。道路等清掃事業における主な業務は、街路樹せん定、道路清掃、除草、駅前広場・緑道等清掃、廃棄物等運搬・処分、犬猫死体処理、害虫駆除等である。これらの業務のほとんどは外部の複数の業者に委託しており、その契約は単価契約が中心となっている。平成29年度の作業実績は次のとおりである。

地区 業務	大森	調布	蒲田	糎谷・羽田	合計	単位
街路樹せん定						
樹木	4,504	623	1,506	695	7,328	本
株物刈込	24,762.9	6,275.0	5,759.0	2,732.0	38,528.9	m ²
道路清掃						
通常路線	2,532.0	1,465.3	1,745.1	1,094.1	6,836.5	km
落葉路線	41.7	60.8	6.4	29.4	138.3	km
除草	57,311.2	11,639.0	19,112.0	11,194.0	99,256.2	m ²
駅前広場清掃	1,639,115.0	167,286.0	1,237,353.0	155,170.0	3,198,924.0	m ²
犬猫処理(*1)	228	195	362	253	1,038	頭
害虫駆除						
樹木	429	2,106	146	87	2,768	本
株物	0	0	0	0	0	m ²

*1：大森地区と調布地区を管轄する地域基盤整備第一課（以下、「第一課」という。）と蒲田地区と糎谷・羽田地区を管轄する地域基盤整備第二課（以下、「第二課」という。）とで集計方法が異なっている。第一課は焼却処理した頭数を集計しているが、第二課は収集処理と焼却処理した頭数を合計した頭数を集計している。そのため、上記の合計1,038頭は意味のない数値となっている。収集処理した頭数は665頭、焼却した頭数は741頭である（「3. 監査の結果」の*6を参照）。

2. 監査手続

当該事業の実施内容が合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、適正に運営されていることを確認するため、関係法規、具体的な取組み内容及び実績

について関連する資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果

平成29年度の道路等清掃事業に係る予算及びその実施額等は次のとおりである。なお、当該事業費は歳出の中の「06 土木費 - 02 道路橋梁費 - 02 道路維持費 - 道路等清掃」に計上されている。

項目	平成 29 年度				
	当初予算額 (円)	予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	執行率
街路樹せん定 (*1)	231,454,166	231,454,166	230,936,824	517,342	99.8%
道路清掃 (*2)	77,023,280	77,023,280	74,511,895	2,511,385	96.7%
除草 (*3)	70,250,562	70,250,562	64,146,383	6,104,179	91.3%
駅前広場・緑道等清掃 (*4)	60,910,817	60,910,817	59,020,433	1,890,384	96.9%
廃棄物等運搬・処分委託 (*5)	25,862,888	25,862,888	17,575,611	8,287,277	68.0%
犬猫死体処理 (*6)	17,154,720	17,154,720	12,598,740	4,555,980	73.4%
多摩川道路及び 旧堤通り草刈作業委託	8,373,099	8,373,099	7,733,104	639,995	92.4%
害虫駆除	7,767,052	7,767,052	3,720,276	4,046,776	47.9%
路上等不法投棄物回収委託	3,233,520	3,233,520	899,809	2,333,711	27.8%
有害鳥獣駆除	967,680	967,680	365,040	602,640	37.7%
端数調整	4,216	4,216	-	4,216	0.0%
合計	503,002,000	503,002,000	471,508,115	31,493,885	93.7%

上記の業務のうち、比較的金額の大きいものについて、契約締結から支払までの帳票及び証憑書類を入手し（複数の契約から構成されるものについてはサンプルとして1件を選定している）、当該書類上の日付、金額、契約内容、承認印、契約印等を確認して、適切な処理が行われていることを検証した。その結果は以下のとおりである。

*1：街路樹せん定（支出済額：230,936,824円）

造園業者等 16 社と造園年度単価契約を締結し、区から各社へ「年度単価契約指示票」により作業内容を指示し、各社からの「指示完了届」及び「工事写真帳」で作業の完了を確認し、請求書に基づき「支出命令書」を起こして支払っている。

業者の選定については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約によっており、平成 29 年度においては前年度からの業者の変更はない。各社への作業の割り当てについて、定期的な作業については地区によって振り分け、その他は樹木の種類など各社の得意な分野で作業を依頼するようにしている。

単価については、東京都積算基準に基づき積算した金額を採用している。平成 29 年度においては、「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特別措置に対する大田区対応方針に基づき、平成 29 年 4 月 1 日に遡り新労務単価を適用するための契約変更が行われている。

なお、当該契約に基づく支出は、道路等清掃事業の他に、公園等の清掃事業及び河川維持管理事業等に計上されるものも含まれている。

街路樹せん定業務の契約について、「起工書」から「支出命令書」までの帳票及び証憑書類を査閲したが、特に問題となる事項は検出されなかった。なお、「年度単価契約指示票」から「支出命令書」までについては、サンプルとして 1 社（環境緑化株式会社）に対する平成 29 年 10 月 25 日～平成 29 年 11 月 30 日の工期の指示（3,335,312 円）を対象としている。

内訳	支出済額算定過程（又は作業実績）	支出済額（円）
樹木		
大森地区	4,504 本	117,875,870
調布地区	623 本	25,907,225
蒲田地区	1,506 本	33,020,559
糞谷・羽田地区	695 本	14,207,803
樹木計：	7,328 本	191,011,457
株物刈込工		
大森地区	24,762.9 m ²	19,736,840
調布地区	6,275.0 m ²	5,857,934
蒲田地区	5,759.0 m ²	11,629,649
糞谷・羽田地区	2,732.0 m ²	2,700,944
株物刈込工計：	39,528.9 m ²	39,925,367
街路樹せん定合計：		230,936,824

*2：道路清掃（支出済額：74,511,895 円）

地区ごとに道路清掃委託の年度単価契約を締結し、清掃の委託箇所を指定して作業を依頼している。作業内容は、基本的に区の管理する道路について、①道路清掃作業者及び人力をもって清掃を行うこと、②清掃収集したごみ等を指

定処理施設（選別機）へ搬入することである。道路清掃の回数は、通常路線が年 42 回（月 3～4 回）で、落葉路線（街路樹に落葉樹が多い路線）：年 6 回（11、12 月中）となっており、工程表により実施日が決まっている。

作業報告については、作業実施日ごとに「道路清掃作業実施報告書」及び「一般廃棄物管理票（マニフェスト D 票）」を提出してもらい、1 か月分の実施作業をまとめた内訳表（廃棄物数量表）及び「ごみ運搬自動車伝票の写し」等の証憑類も翌月初に入手している。そして、1 か月分の請求書と一緒に 1 か月分の作業内容をまとめた「工種別内訳書」及び「作業状況写真」を入手し、作業完了確認後、請求書に基づいて「支出命令書」を起こして支払を実行している。

業者の選定については、地方自治法施行令第 167 条に基づく指名競争入札によっており、平成 29 年度においては前年度からの業者の変更はない。

道路清掃業務の契約のうち、サンプルとして調布地区の契約について、「起案書」から「支出命令書」までの帳票及び証憑書類を査閲したが、特に問題となる事項は検出されなかった。なお、「道路清掃作業実施報告書」から「支出命令書」までについては、サンプルとして平成 29 年 4 月の作業（1,411,264 円）を対象としている。

内訳	支出済額算定過程（作業実績）	支出済額（円）
通常路線		
大森地区	@9,380×2,042.40km×1.08	20,690,034
調布地区	@9,380×1,465.26km×1.08	14,843,658
蒲田地区	@9,380×1,745.06km×1.08	17,678,136
糞谷・羽田地区	@9,380×1,094.1km×1.08	11,080,621
臨海部路線	@9,380×489.63km×1.08	4,960,076
通常路線計：	@9,380×6,836.45km×1.08	69,252,525
落葉路線		
大森地区	@9,380×41.71km×1.08	422,532
調布地区	@9,380×60.78km×1.08	615,725
蒲田地区	@9,380×6.35km×1.08	64,328
糞谷・羽田地区	@9,380×29.36km×1.08	297,427
落葉路線計：	@9,380×138.20km×1.08	1,400,012
一般廃棄物処理		
大森地区	@36.5（内税）×22,610kg（4～9月） @40.0（内税）×30,170kg（10～3月）	825,253 1,206,783
調布地区	@36.5（内税）×3,560（4～9月） @40.0（内税）×7,520kg（10～3月）	129,915 300,742

内訳	支出済額算定過程（作業実績）	支出済額（円）
蒲田地区	@36.5（内税）×4,468 kg（4～9月）	163,082
	@40.0（内税）×5,650kg（10～3月）	226,000
糝谷・羽田地区	@36.5（内税）×3,100kg（4～9月）	113,129
	@40.0（内税）×3,800kg（10～3月）	151,968
一般廃棄物処理計：		3,116,872
花見時の清掃	@7.53×8,300 m ² ×11日×1.08	742,486
道路清掃合計：		74,511,895

*3：除草（支出済額：64,146,383円）

街路樹せん定と同じ造園年度単価契約に基づいて業務が行われている。契約締結から支払までの処理については、上述した「街路樹せん定」で記載した内容と同様である。

内訳	支出済額算定過程（又は作業実績）	支出済額（円）
除草		
大森地区	57,311.2 m ²	28,426,397
調布地区	11,639.0 m ²	8,487,100
蒲田地区	19,112.0 m ²	18,811,726
糝谷・羽田地区	11,194.0 m ²	8,421,160
除草合計：	99,256.2 m ²	64,146,383

*4：駅前広場・緑道等清掃（支出済額：59,020,433円）

① 駅前広場清掃

駅前広場の清掃業務については、清掃の対象となる区域ごとに契約が締結されており、契約は単年度の単価契約となっている。作業内容は、区が指定する区域の歩車道及び植樹帯の清掃、雨水ます蓋に詰まったごみを清掃することとなっており、作業は毎日実施する。

委託業者は「作業日報」を作成し、区の確認を受けることとなっている。請求は1か月分の作業をまとめた明細を付けて行われている。区は月次で請求された内容を確認するため、「作業日報」との照合を行った上で、請求書に基づいて「支出命令書」を起こして支払を実行している。

委託業者は公益社団法人大田区シルバー人材センターで地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約となっている。

駅前広場の清掃業務の契約について、蒲田駅前広場清掃作業委託（単価契約）をサンプルとして、「起工書」から「支出命令書」までの帳票及び証憑書

類を査閲したが、特に問題となる事項は検出されなかった。なお、「作業日報（蒲田駅前広場清掃作業日誌）」から「支出命令書」までについては、サンプルとして平成 29 年 4 月の作業（772,178 円）を対象としている。

② 緑道清掃

緑道の清掃業務については、地区ごとに契約を締結しており、契約は単年度の単価契約となっている。作業内容は、区が指定する区域の歩車道及び植樹帯の清掃、清掃区域内の屑かごの処理、塵芥の分別整理・集積で、年 45 回（原則毎週月曜日の午前中）実施することとなっている。

委託業者は「作業日報」を作成し、区の確認を受けることとなっている。請求は 1 か月分の作業をまとめた明細を付けて行われている。区は月次で請求された内容を確認するため、「作業日報」との照合を行った上で、請求書に基づいて「支出命令書」を起こして支払を実行している。

委託業者は公益社団法人大田区シルバー人材センターで地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約となっている。

緑道清掃業務の契約について、緑道清掃作業委託（糀谷・羽田地区）（単価契約）をサンプルとして、「起工書」から「支出命令書」までの帳票及び証憑書類を査閲したが、特に問題となる事項は検出されなかった。なお、「作業日報（緑道清掃作業日報）」から「支出命令書」までについては、サンプルとして平成 29 年 4 月の作業（72,614 円）を対象としている。

内訳	支出済額算定過程（作業実績）	支出済額（円）
駅前広場等清掃		
大森駅周辺清掃		
・大森駅前広場等	@7.0×5,137 m ² ×295 日×1.08	11,456,533
・作尻・新井宿架道橋等	@16.2×23,980 m ² ×1.08	419,547
・山王三丁目	@11.7×610 m ² ×102 日×1.08+684 円（処分代）	786,895
大森駅前広場噴水	@157,000×25 回×1.08（37,500 m ³ ）	4,239,000
田園調布駅西口駅前広場	@7.0×569 m ² ×294 日×1.08	1,264,678
蒲田駅東西口周辺	@7.0×2,612 m ² ×362 日×1.08	7,148,310
	@7.0×320 m ² ×52 日×1.08	125,798
京急蒲田東西口周辺	@7.0×750 m ² ×362 日×1.08	2,052,540
蒲田駅東西口広場天然石 舗装に伴う清掃	@600×1,049 m ² ×1.08	679,752
京急蒲田東西口広場天然石 舗装に伴う清掃	@660×990 m ² ×1.08（京急蒲田東口）	705,672
	@660×1,630 m ² ×1.08（京急蒲田西口）	1,161,864
蒲田東口広場モニュメント		1,019,952

内訳	支出済額算定過程（作業実績）	支出済額（円）
清掃		
糀谷駅前広場等周辺清掃	@7.0×526 m ² ×295 日×1.08	1,173,080
駅前広場等清掃計：		32,233,621
緑道清掃等		
通常清掃	大森地区：@6.5×802,675 m ² ×1.08 調布地区：@6.5×588,510 m ² ×1.08 蒲田地区：@6.5×784.97 m ² ×45 回×1.08 糀谷・羽田地区：@6.5×3,694.16 m ² ×45 回×1.08	5,634,770 4,131,335 247,971 1,166,985
桜のプロムナード	@11.7×680 m ² ×102 日×1.08+764 円（処分代）	877,196
花見時清掃	@11×3,350 m ² ×20 日×1.08 <桜並木花見ごみ箱設置・撤去> @36,000×1 回×1.08（4月） @36,000×1 回×1.08（翌年3月）	795,960 38,880 41,040
緑道等清掃塵芥処理 ・大森地区 ・調布地区 ・桜並木	@32×15,000kg×1.08 @36×21,000kg×1.08 @33×13,380kg×1.08 @36.24×18,560kg×1.08 @33.79×750kg×1.08	518,400 816,480 476,861 726,418 27,369 12,397
呑川側道排水設備清掃点検 委託		499,986
一般廃棄物収集運搬 （緑道清掃塵芥）	@33.79×3,240 kg×1.08（4～9月） @37.03×2,160 kg×1.08（10～3月） @36.5（内税）×3,450 kg @40.0（内税）×3,140 kg	118,236 86,383 125,925 125,617
緑道清掃等計：		16,468,209
城南島・東海等清掃		
年6回清掃	@8.2×34,363 m ² ×6 回×1.08	1,825,910
年12回清掃	@8.2×48,455 m ² ×12 回×1.08	5,149,402
年20回清掃	@8.2×3,397 m ² ×20 回×1.08	601,676
年42回清掃	@8.2×2,880 m ² ×42 回×1.08	1,071,220
年26回清掃（平和島第一歩 道橋）	@16.4×568 m ² ×26 回×1.08	261,560

内訳	支出済額算定過程（作業実績）	支出済額（円）
城南島・東海等清掃計：		8,909,768
城南島・東海等塵芥処理		
年6回清掃	@33.79×310kg×1.08 @37.03×270kg×1.08	11,312 10,797
年12回清掃	@33.79×1,780kg×1.08 @37.03×1,380kg×1.08	64,954 55,185
年20回清掃	@33.79×135kg×1.08 @37.03×95kg×1.08	4,926 3,799
年42回清掃	@33.79×105kg×1.08 @37.03×105kg×1.08	3,832 4,199
年26回清掃	@33.79×60kg×1.08 @37.03×70kg×1.08	2,189 2,799
城南島・東海等塵芥処理計：		163,992
散策道清掃		
清掃	@8×1,760㎡×62回×1.08 @8×1,400㎡×22回×1.08	942,795 266,112
塵芥処理	@33.79×537.5kg×1.08 @37.03×408.5kg×1.08	19,613 16,323
散策道清掃計：		1,244,843
駅前広場・緑道等清掃合計：		59,020,433

*5：廃棄物等運搬・処分（支出済額：17,575,611円）

廃棄物等運搬・処分業務については、地区ごとに契約を締結しており、契約は単年度の単価契約となっている。作業内容は、①一般廃棄物収集運搬作業（一般廃棄物を各指定箇所から収集し、その日のうちに区長の指定する処理施設へ運搬する）、②小運搬等作業（路上不法投棄物について、警告シールの貼付、回収、分別整理、集積）、③産業廃棄物収集運搬作業（区が指定する産業廃棄物を指定場所から指定する処分業者へ搬入する）となっている。

作業報告については、作業実施日ごとに「塵芥処理作業日報」及び「一般廃棄物管理票（マニフェストD票）」を提出してもらい、1か月分の実施作業をまとめた内訳表（廃棄物数量表）及び「ごみ運搬自動車伝票の写し」等の証憑類も翌月初に入手している。請求書に記載されている作業内訳を入手している作業日報等の証憑と照合して作業完了確認後、請求書に基づいて「支出命令書」を起こして支払を実行している。

業者の選定については、地方自治法施行令第167条に基づく指名競争入札に

よっており、平成 29 年度においては前年度からの業者の変更はない。

廃棄物等運搬・処分業務の契約について、平成 29 年度廃棄物等収集運搬作業委託（蒲田地区・道路分）（単価契約）をサンプルとして、「起案書」から「支出命令書」までの帳票及び証憑書類を査閲したが、特に問題となる事項は検出されなかった。なお、「作業日報（塵芥処理作業日報）」から「支出命令書」までについては、サンプルとして平成 29 年 9 月の作業（343,126 円）を対象としている。

内訳	支出済額算定過程（作業実績）	支出済額（円）
不法投棄ごみ等		
大森地区・調布地区		1,726,260
蒲田地区・糞谷・羽田地区		598,475
不法投棄ごみ等計：		2,324,735
産業廃棄物運搬		
大森地区・調布地区	4t 車：@50,200×2 台×1.08 2t 車：@40,100×4 台×1.08	108,432 173,232
蒲田地区	2t 車：@40,200×21 台×1.08 @14,400×63 m ³ ×1.08	911,736 979,773
糞谷・羽田地区	4t 車：@53,000×12 台×1.08 @14,400×60 m ³ ×1.08	686,880 933,120
産業廃棄物運搬計：		3,793,173
小運搬作業		
大森地区	@40,500×72 回×1.08	3,149,280
調布地区	@40,000×27 回×1.08	1,166,400
蒲田地区	@40,500×58 台×1.08	2,536,920
糞谷・羽田地区	@40,500×35 台×1.08	1,530,900
小運搬作業計：		8,383,500
臨海部自主清掃塵芥処理	@33.79×5,290kg×1.08 @37.03×4,530kg×1.08	193,042 181,161
自主清掃ごみ回収運搬作業	@33,000×72 回×1.08（城南島、京浜島、平和島）	2,566,080
産業廃棄物収集運搬作業委託 （金属分）	@50,000×2 台×1.08+@8,000×3 m ³ ×1.08	133,920
廃棄物等運搬・処分合計：		17,575,611

*6：犬猫死体処理（支出済額：12,598,740 円）

犬猫死体処理業務は、収集処理と焼却処理から構成されている。

① 収集処理

収集処理については、建設会社 2 社と犬・猫等死体収集処理委託の単価契約を締結している。委託業者は区からの連絡に基づき、速やかに収集処理して区が指定する場所（大森地区：平和島公園内、調布地区：東調布公園内、蒲田及び糀谷・羽田地区：萩中公園内）へ運搬することとなっている。

委託業者は 1 件ごとに「犬猫処理指示伝票」を作成し、区へ報告する。また、月次で請求を行うため、1 か月間で作業した内容をまとめた「回収一覧表」に死体の写真を添付して報告している。

区は月次で請求された内容を確認するため、「回収一覧表」（及び写真）と「犬猫処理指示伝票」との照合を行った上で、請求書に基づいて「支出命令書」を起こして支払を実行している。

業者の選定については、地方自治法施行令第 167 条に基づく指名競争入札によっており、平成 29 年度においては前年度からの業者の変更はない。

犬・猫等死体収集処理委託の単価契約について、「起工書」から「支出命令書」までの帳票及び証憑書類を査閲したが、特に問題となる事項は検出されなかった。なお、「犬猫処理指示伝票」から「支出命令書」までについては、サンプルとして 1 社（株式会社佐々木組）に対する平成 29 年 4 月分の作業（195,084 円）を対象としている。

② 焼却処理

焼却処理については、1 社と犬・猫等死体焼却処理委託の単価契約を締結している。委託業者は週 1 回、区が指定する場所（大森地区：平和島公園内、調布地区：東調布公園内、蒲田及び糀谷・羽田地区：萩中公園内）へ死体を引き取りに行くこととなっている。

委託業者は地域ごと及び引取日ごとに「犬猫等死体引取伝票」を作成し、区へ報告する。そして、月次で請求を行うため、1 か月間で作業した内容をまとめて請求書を作成する。

区は月次で請求された内容を確認するため、「犬猫等死体引取伝票」との照合を行った上で、請求書に基づいて「支出命令書」を起こして支払を実行している。

業者の選定については、地方自治法施行令第 167 条に基づく指名競争入札によっており、平成 29 年度においては前年度からの業者の変更はない。大田区周辺地域において、当該委託業務を行える専門業者が 1 社しかいないため、その 1 社からの見積入手により決定されている。

犬・猫等死体収集処理委託の単価契約について、「起工書」から「支出命令書」までの帳票及び証憑書類を査閲したが、特に問題となる事項は検出されなかった。なお、「犬猫等死体引取伝票」から「支出命令書」までについては、

サンプルとして平成 29 年 4 月分の作業（45,360 円）を対象としている。

内訳	支出済額算定過程（又は作業実績）	支出済額（円）
収集処理（昼）		
大森地区	@13,000×69 頭×1.08	968,760
調布地区	@13,000×58 頭×1.08	814,320
蒲田地区	@13,000×77 頭×1.08	1,081,080
糞谷・羽田地区	@13,000×62 頭×1.08	870,480
収集処理（昼）計：	@13,000×266 頭×1.08	3,734,640
収集処理（夜）		
大森地区	@15,300×141 頭×1.08	2,329,884
調布地区	@15,300×100 頭×1.08	1,652,400
蒲田地区	@15,300×103 頭×1.08	1,701,972
糞谷・羽田地区	@15,300×55 頭×1.08	908,820
収集処理（夜）計：	@15,300×399 頭×1.08	6,593,076
焼却処理		
大森地区	@2,800×228 頭×1.08	689,472
調布地区	@2,800×195 頭×1.08	589,680
蒲田地区	@2,800×182 頭×1.08	550,368
糞谷・羽田地区	@2,800×136 頭×1.08	411,264
焼却処理計：	@2,800×741 頭×1.08	2,240,784
動物遺体保管庫の清掃及び消臭		
清掃	@24,000×1 回×1.08	25,920
消臭	@4,000×1 回×1.08	4,320
動物遺体保管庫の清掃 及び消臭合計：		30,240
犬猫死体処理合計：		12,598,740

（指摘 No. 6）

犬猫死体処理において公表している実績値である 1,038 頭は、大森地区と調布地区を管轄する第一課と蒲田地区と糞谷・羽田地区を管轄する第二課とで集計方法が異なっている。

第一課は焼却処理した頭数を集計しているが、第二課は収集処理と焼却処理した頭数を合計した頭数を集計しており、それらを合計した 1,038 頭は意味のない数値となっている。収集処理した頭数は 665 頭、焼却した頭数は 741 頭と

なっており、合計した場合は1,406頭となる（「3. 監査の結果」の*6を参照）。

外部へ公表する数値であることから、公表前に帳票間の整合性等を確認する等の検証作業をすることが必要である。